



2026 年 7 月 31 日

各 位

本 社 所 在 地	東京都新宿区西新宿八丁目 17 番 1 号
会 社 名	RIZAP グループ 株式会社
代 表 者 名	代表取締役社長 瀬 戸 健
コ ー ド 番 号	2928 札幌証券取引所アンビシャス
問 合 せ 先	財務経理本部長 舩 野 大 輔
電 話 番 号	03-5337-1337
U R L	https://www.rizapgroup.com/

第 2 回新株予約権の譲渡承認に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023 年 8 月 14 日付け「第 2 回 募集新株予約権の発行に関するお知らせ」及び 2023 年 9 月 1 日付け「第 2 回 募集新株予約権の発行内容確定に関するお知らせ」のとおり 2023 年 9 月 1 日に発行いたしました当社の第 2 回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）につきまして、その所有者である当社代表取締役社長瀬戸健氏（以下、「瀬戸氏」といいます。）がその資産管理会社であり、当社の主要株主かつ筆頭株主でもある CBM 株式会社（以下、「CBM」といいます。）に本新株予約権を譲渡することについて承認することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 本新株予約権の譲渡を承認する理由

本新株予約権は、当社グループの中長期的な持続的成長および企業価値の最大化を目指すにあたり、当時の新規事業であった chocoZAP に対する投資回収の早期化および財務基盤の強化に対する当社経営陣のコミットメントの向上を目的に、chocoZAP 事業の最高責任者であり当社の代表取締役社長である瀬戸氏に対して、有償にて発行されました。本新株予約権は、発行時における払込価格が有償であるため、付与対象者が 1.1 億円以上の払込価格を負担する相応のリスクを負う中で、行使条件に定める当社の株価の維持を前提とした持続的な成長、chocoZAP 事業に対する投資回収の早期化および財務基盤の強化に対して、不退職の決意で強くコミットすることを目的としておりました。加えて、当社では、2023 年 8 月 14 日に開示した「長期借入金および資本性劣後ローンによる成長投資資金等の調達に関するお知らせ」に記載の通り、資金調達策の多様化によるリスク分散ならびに当社株式の希薄化を生じさせない財務体質改善に向けた施策を推進していたところ、これらの施策に加えて、本新株予約権の付与により、将来における財務基盤のさらなる安定性の向上を可能とすることも目的としておりました。

今般、瀬戸氏より、同氏の円滑な財産管理を目的として、その保有する本新株予約権全てを同氏の資産管理会社である CBM に対して譲渡したいとの申し出がありました。瀬戸氏は CBM の設立

（2007 年 6 月 1 日）以降継続して同社の代表取締役を務め、かつ同社の議決権の大多数を保有しております。本新株予約権の譲渡は、瀬戸氏個人から同氏が支配権を有する資産管理会社に対して行われるものであり、本新株予約権の行使による実質的な利益の帰属主体は本新株予約権の譲渡前後で変更ありません。加えて、当社、瀬戸氏及び CBM 間において、本新株予約権の発行当時に当社と瀬戸氏との間で新株予約権割当契約として合意された内容が本新株予約権の譲渡後も有効に適用されること

を合意しております。具体的には、新株予約権割当契約に定める権利喪失事由および退任後の取扱いに関する規定については、本新株予約権の譲渡後も引き続き瀬戸氏を基準として該当性を判断し、瀬戸氏が該当する場合にはCBMが該当したものとみなして適用されます。これにより、瀬戸氏に対する経営の規律付けは本新株予約権の譲渡後も維持されます。加えて、当該合意において、瀬戸氏がCBMの議決権の過半数を保有しなくなった場合又は瀬戸氏がCBMの代表取締役でなくなった場合など、瀬戸氏とCBM間の同一性が損なわれた場合には新株予約権割当契約に定める権利喪失事由に該当したものとみなす旨を合意しており、本新株予約権の実質的な帰属主体が変更されないことを担保しております。

このように、当社としては、本新株予約権の譲渡前後で実質的な変更が生じるものではなく、また、2023年9月1日当時の本新株予約権の発行目的であった、chocoZAP事業に対する投資回収の早期化および財務基盤の強化に対する当社経営陣のコミットメントの向上や将来における財務基盤のさらなる安定性の向上が、本新株予約権の譲渡後も引き続き妥当するものと考え、譲渡を承認しております。

2. 本新株予約権の譲渡内容

1. 譲渡先	CBM 株式会社
2. 譲渡承認日	2026 年 7 月 31 日
3. 譲渡日	2026 年 8 月 3 日
4. 譲渡個数（1 個 100 株）	436,238 個（43,623,800 株）
5. 譲渡金額	新株予約権 1 個につき 450 円

（注）譲渡金額につきましては、瀬戸氏及びCBM間で合意されたものでありますが、本新株予約権発行後の経過を踏まえて第三者算定機関による算定結果を取得し、当該算定結果を参考に決定したとのことです。

3. 本新株予約権の発行概要

1. 新株予約権の発行日	2023 年 9 月 1 日
2. 発行した新株予約権の総数	550,000 個
3. 割当対象者及び割り当てる 新株予約権の数	瀬戸氏（当社代表取締役） 550,000 個
4. 新株予約権の発行価額	1 個当たり 200 円
5. 新株予約権の行使価額	1 個あたり 19,400 円（1 株あたり 194 円）
6. 新株予約権の権利行使期間	2023 年 9 月 1 日から 2033 年 8 月 31 日まで

4. 今後の見通し

本件は既発行の新株予約権の譲渡であり、新株予約権の総数および発行条件に変更はないため、本件により当社株式の希薄化が新たに生じることはありません。また、本件による当社の業績に与える影響はありません。

以 上